

第4回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ

倉敷市成年後見制度 利用支援事業について

令和3年9月29日(水)
岡山県倉敷市福祉援護課
主任 渡邊 美和子

1 倉敷市における権利擁護支援体制について

- 人口 480,974人(令和3年3月末) 面積 355.63m²
 - 昭和42年に、倉敷市、児島市、玉島市3市合併、平成17年に、真備町、船穂町合併。
 - 家庭裁判所は、市内に、倉敷支部、児島出張所、玉島出張所の3か所ある。
 - 倉敷管内の成年後見制度利用者 1,216人[後見類型 766人、保佐類型 330人、補助類型 115人](令和2年度末)
 - 倉敷市市長申立て件数(令和2年度中) 80件
 - 65歳以上高齢者 131,086人(高齢化率27.2%) 認知症高齢者数 28,174人(令和元年9月末)
 - 精神障がい者手帳取得者 4,057人 療育手帳所持者 4,082人(令和2年3月末)
-
- 成年後見制度利用促進に係る体制整備について、既存の計画(地域福祉計画、高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画、障がい者基本計画)に、記載して進めている。
 - 令和2年度末に、高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会準備会を設置し、令和3年度末の立ち上げに向けて動いている。
 - 福祉援護課・各支所福祉課や地域包括ケア推進室、障がい福祉課等の担当部署が、支援機関等(高齢者支援センター(地域包括支援センター)が、市内25か所+3サブセンター(概ね中学校区)、障がい者支援センター(I型)が市内に6か所、障がい者の虐待対応をする基幹相談支援センター)と連携し、高齢者・障がい者の生活相談支援や虐待対応をしており、成年後見制度についても、このネットワークを活用し、権利擁護支援のネットワークづくりを進めている。

2 倉敷市成年後見制度利用支援事業

※平成21年から開始。

※平成24年10月1日から、市長申立てに限らず、本人や親族が申立てを行った場合も助成開始。

※令和2年7月から施設等の範囲を整理し、在宅者の範囲を拡充（例：サービス付き高齢者住宅、障がい者のグループホームを在宅基準に変更）。

倉敷市では、被後見人等に資力がなく、後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）への報酬が支弁できないと判断された場合、その一部を助成します。被後見人等が、倉敷市が行う介護保険サービス又は障がい者福祉サービスを利用することができ（入院等で実際に利用していなくても可）、次のいずれかに該当する場合に助成対象者となります。

※後見人等が親族である場合は助成対象としません。

1 助成対象者

(1) 生活保護受給者

(2) 世帯区分により次の基準を満たす者

ア 単身世帯

年間の収入見込額が150万円以下であり、かつ、現金、預貯金その他の資産の合計額が150万円以下であること。

イ 2人以上の世帯

年間の収入見込額が200万円以下であり、かつ、現金、預貯金その他の資産の合計額が200万円以下であること。

2 後見人等への報酬

※家庭裁判所で審判決定した報酬額を対象とし、対象者の区分（下記ア、イ）により後見人等の報酬に次の上限を適用します。

ア 在宅者 月額28,000円

イ 施設等への入所者 月額18,000円

※被後見人等が死亡した場合、遺産から後見人等に対する報酬の支払ができない場合に限り、その範囲内において助成。

3 倉敷市成年後見制度利用支援事業の助成件数と助成額の推移

年度	合計 (高齢+障がい)	高齢				障がい			
		件数	助成額(千円)	申立て区分	件数	件数	助成額(千円)	申立て区分	件数
R02	246	176	39,037	市長申立	80	70	16,999	市長申立	20
				市長申立以外	96			市長申立以外	50
H30	188	136	28,723	市長申立	69	52	12,152	市長申立	7
				市長申立以外	67			市長申立以外	45
H27	99	78	17,665	市長申立	38	21	4,720	市長申立	10
				市長申立以外	40			市長申立以外	11
H24	23	20	4,332	市長申立	14	3	606	市長申立	2
				市長申立以外	6			市長申立以外	1
H21	5	5	979	市長申立	5	0	0	市長申立	0
				市長申立以外	0			市長申立以外	0

4 倉敷市の現状

- ・件数、助成額ともに年々急増している。平成21年度は5件だったが、令和2年度では246件（高齢者で176件、障がい者は70件）
- ・障がい者は、年齢が若いので、助成期間が長くなる傾向。特に、市長申立以外が上回っている。令和2年度は、市長申立てが、20件、市長申立て以外が50件。
- ・「倉敷市の方は、利用支援事業が使えるから」という理由で、低収入や生活保護の困難・虐待案件でも、後見人を引き受けてくださる先生が多い。
- ・近隣自治体は、令和2年度まで利用支援事業対象を市長申立てのみに限定していたため、後見人の方から、「倉敷市は、本人・親族申立ての人でも、利用支援事業が使えるから引き受けている。」と言われていた。
- ・本人・親族申立でも成年後見制度利用支援事業の対象者になることから、高齢者支援センター（地域包括支援センター）や、障がい者支援センター（地域活動支援センターI型）等の関係機関が、法テラスを活用したり、弁護士や司法書士の先生方と連携して、本人・親族申立ての支援をするノウハウを持っている。（市は必要に応じてバックアップ）

5 課題・意見①

(1) 自治体によって、首長申立てを行う範囲（後見類型のみが対象、保佐・補助も含めて対象）、利用支援事業の対象とする範囲（首長申立てのみが対象、首長申立て以外も含めて対象）が異なっており、被後見人が、自治体をまたぐ異動をすると、利用支援事業が受けられない場合がある。本人の権利擁護のためにも、全国で同じ条件のもとで利用できる制度としていただきたい。

・倉敷市長の申立てで保佐人が就いた被保佐人が、他県に引っ越したため、新しい保佐人を探した。しかし、引っ越し先の市では、他県の首長申立てで後見人等が就いた事案を助成対象にしておらず、利用支援事業を受けられないことがわかった。

・近隣自治体が、昨年度まで、利用支援事業対象者を首長申立てに限定していたため、本人・親族申立ての後見人から、「倉敷市であれば、利用支援事業対象者になるから、倉敷市に引っ越しをしている方もいます。」と言われた。

6 課題・意見②

(2) 市の財政負担が重く、高齢化の進展に伴い、制度の維持が困難となっ
てきている。自治体に対する国補助を拡大し、安定した財源を確保していた
だきたい。

・ 高齢化の急速な進展に伴い、現在のように、利用支援事業の利用者が急増する状況では、市は事業にかかる財政負担に耐えられなくなり、市の補助制度として成り立たなくなりつつある。

・ 成年後見制度利用支援事業は、国庫補助事業である。高齢分野（地域支援事業）は、国の負担金は38.5%、都道府県負担は、19.25%、市町村負担19.25%であり、障がい分野（地域生活支援事業）は国が50%、都道府県負担が25%、市町村負担が25%となっている。

しかし、障がい分野の地域生活支援事業の補助率は、国の予算額に限りがあるため、令和2年度は、国の実質の補助率は32%、都道府県の実質の補助率は16%、市は、事業費の5割強を負担することとなった。

・ 家庭裁判所の報酬の算定基準が明確でないこと、また、家庭裁判所が前年度に審判した人のうち、利用支援事業の対象になる人が何人いるのか情報が来ないので、財源確保に向けた根拠を示しづらい。

7 課題・意見③

(3) 全国どこでも、後見人等が一定の基準に基づいた報酬を受けられるような助成制度への見直しを検討していただきたい。

今後、多様な主体が、後見人として活動できる環境を整備していくためにも、被後見人等の資力の有無に関わらず、安心して成年後見制度が利用できるよう、全国どこでも、後見人等が一定の基準に基づいた報酬を受けられるような助成制度への見直しを検討していくことが必要であると考えている。

また、資力が低い方の報酬額付与決定の在り方や、被後見人等が、資力の高低に限らず、安心して利用できる体制づくりについて、幅広い視点での検討が必要であると考えている。

参考資料：倉敷市の中核機関の支援の流れと考え方

【権利擁護支援のポイント】

- 「困っている」という相談は、何が権利擁護に繋がる相談なのかわからない場合が多く(例:認知能力が低下して、支払いができなくなっている。カードローンで、たくさん借金を重ねて、返済に困っている。介護や医療が必要な状態だけど、協力をしてくれる親族がない、等)、相談先は、幅広く必要である。また、相談を受けた機関が、必要な関係機関に繋げるネットワークが必要。
- 困っている世帯は、世帯内に複数の課題を抱えている場合が多く、一つの部署や一つの機関のみで解決しない場合がほとんどであり、支援機関同士の連携が必要。
- 支援のための協議機能が必要。関係機関が複数になる場合、どの機関が中心で動くか決めて、解決までの情報共有や進捗管理をしながら進める必要がある。

